

お客さまへのお知らせ

平成30年9月4日からの台風21号により被災された方々にお見舞い申し上げます。
京滋信用組合では、平成30年9月台風21号により被災された京都府および滋賀県の組合員さまに災害復旧特別融資を取扱いいたします。

1、取扱期間

平成30年9月10日(月)から平成30年10月31日(水)受付分までです。

2、対象者

- ① 組合員（新たに組合員となる方を含む）
 - ② 平成30年9月の台風被害により被災された方（事業資金は法人含む）
 - ③ 個人は満20歳以上65歳以下で借入返済に必要な所得のある方
- ※組合員とは、京都府および滋賀県にお住まいの方、またはお勤めの方、法人の場合は、京都府および滋賀県で事業を営まれている法人で、当組合の出資金1口（1,000円）以上に加入された方が組合員となります。

3、融資金額

10万円以上～500万円以内です。

4、資金使途

- ① 災害復旧資金としての消費資金。
ゴミ処理費用、自家用車買換資金、家電買換資金、自宅改装工事資金
(旧債返済資金は自家用車のローン残高のみ合算可能といたします。)
- ② 災害復旧資金としての事業資金。
商品廃棄費用、商品仕入資金、事業所設備資金、その他運転資金。

5、融資期間及び返済方法

6ヵ月以上、10年以内の元金均等返済（元金均等返済も可）
※ 元金返済の据置期間は1年まで可能です。

6、融資利率

1.0% 固定金利

7、融資実行日

随時

8、返済日

6・16・26日の内から指定していただきます。

9、連帯保証人

原則不要（但し、法人は代表者保証、消費資金は融資額 200 万円超で 1 名必要）です。

10、法人は通常の必要書類、個人は本人確認資料(代表者、保証人も必要)が必要です。

運転免許証写し・健康保険証写し・印鑑証明書(3ヶ月以内)のうち1点が必要です。

※ パスポート(日本国発行)又は在留カード(住民票記載事項証明書写しの取扱も可)

※ 有効期限内のものがが必要です。

11、所得証明書

融資額 200 万円超の場合必要です。

(事業資金は財務資料や月次収支表、消費は源泉徴収票や公的所得証明書)

保証人についても同様です。

12、資金使途証明書

① 災害復旧資金の場合

原則不要とし、資金使途に併せ現場写真を添付の上、資金使途内訳を借入申込書に具体的に記入願います。又、融資金額が 100 万円を超える場合、主たる資金の見積書をいただき、支払いは当組合からの振込とさせていただきます。

② 車両の買替の場合

購入車両の見積書(被災車両の融資合算ある場合は融資残高確認資料)が必要です。

※審査によっては、ご希望に添えないこともございますので、予めご了承願います。